

大阪市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西横堀西岸線	西区南堀江1丁目 16番の6地から 同区同 3番の2地まで (別紙参考図参照)	旧	9.09 m	327.22 m
		新	12.12~ 13.52	327.22

(建設局総務部管財課)